

論文

松阪商業高等学校教員差別事件第一審判決について

丹羽 雅雄

要約

三重県立松阪商業高校の教員が、同和地区を含む町内会から同和地区を含まない隣接町内会に居住団地ごと移そうと分離運動を進め、その過程で団地住民に結婚差別発言を行った部落差別事件に関して、事実確認会や糾弾学習会などの一連の取り組みが、「強迫」「強要」などの不法行為にあたるとして、教員自らが、解放同盟三重県連や松阪支部の幹部、同和推進教員、三重県、松阪市、国らを被告として提訴した裁判の第一審判決があった。糾弾権や同和教育行政の内実など解放運動にとって重要な内容を含むので、その概要を報告する。

一 事案の概要

本件は、部落差別をした原告に対して、その差別性を明らかにし部落差別を解消しようとする一連の取り組みが、不法行為にあたるとして、原告によって津地方裁判所に提訴されたものである。被告は、松阪商業高等学校と同和推進教員二名、松阪市H教育集会所付き同和教育推進教員二名、部落解放同盟三重県連合会および松阪支部

の幹部計五名、さらに三重県、松阪市、国であった。

事案の内容は次のとおりである。三重県立松阪商業高等学校に勤務する教諭（以下「原告」という）が、一九九八年四月、同和地区を含むH町内会に属していたS小団地に自宅を購入し、転居した。その後、「ゴミの処理問題、排水の問題、防犯灯など、生活上非常に不便であり、利便性のために町内会を変える必要がある」と称して、同和地区を含むH町内会から同和地区を含まない隣接するI町内会にS小団地ごと移すことを策動した（以

下、「本件分離運動」という。この分離のためには小団地に居住する住民全員の合意がいるために住民に働きかけを行ったが、その過程で、住民の一人に対し「お嬢さんの将来にもいいですしね」などと発言した（以下、「本件発言」という）。

これに対して、「これは部落差別である」とした松阪商業高等学校同推委員二名を中心とする対応、三重県連が主催した二度にわたる事実確認会、糾弾学習会一回、さらに県連主催の学習会の会場を松阪市が提供したことで、原告に対する県教育委の戒告処分、津の法務局長が原告に行った説示、それらの行為がいずれも脅迫・強要・名誉毀損および暴行であるとして、損害賠償を請求したのである（具体的な行為については、表1を参照）。

訴状は、上記の行為、脅迫・強要・名誉毀損等について「強要した」などと、日時を特定して記載しているが、具体的な行為態様についてはほとんど明記されておらず、メモ的であった。当初、県連側は、「不法行為と称するならば、いつ、どこで、どういう行為をどのようにしたのかを具体的に摘示せよ」と求釈明したが、原告代理人からは具体的摘示はなかった。口頭弁論の最後に、裁判所からの指示によって出てきたのが表1の31番までである（個人名以外は原文のまま）。これら三一行為につ

いて裁判所は、一つ一つを判断した。

二 争点

まず、本件分離運動が部落差別によるものであるか否か、これが争点の第一である。原告側は「生活の利便のためにH町内会からI町内会にS小団地ごと移す」として、決して部落差別を意図したものではないと主張したが、果たしてそうなのか。

第二の争点は、S小団地の住民の一人に対して、住民運動を働きかける過程で、「お嬢さんの将来にもいいですしね」と発言したその内容について、原告は「本件発言は些細なたわいもない失言で、大きく騒ぐような発言ではない」との主張を展開した。訴状に即して言うと、「直截的な差別的発言でもないし、悪意の発言でもないし、単なる些細な内輪の発言であって、なぜこれほど異常な過剰反応を示すのか」ということである。些細なたわいもないことと主張するが、本当にそうなのか。

前記、原告による「分離運動」、「本件発言」について、事実確認会や糾弾学習会を開催するなどの対応が取られていったわけであるが、それら三一の各行為について、個別に不法行為事実があったか否かを、裁判所は判断した。

49 松阪商業高等学校教員差別事件第一審判決について

表1 原告の主張した不法行為事実

番号	事案の概要
1	60名の職員が列席する中でA及びB両名が共謀して、Aが「〇〇先生（原告）が差別事件を起こした。この原因を追及していかなければならない。更にこの先には、糾弾会を受けることとなる。この問題は〇〇さん個人の問題とせず、松阪商業高校全体の問題とする。」と厳しい口調で発言し、脅迫し、名誉を毀損した。 C校長は、会議の責任者として立ち会っていた。
2	A及びBが共謀して、原告の内面を明らかにするよう強要。同席していたC校長が「わしは今まで隠してきたことだが、結婚する際、女房の身許を洗ったことがあった。女房の実家が遊郭に関係があったので、結婚を悩んだことがあった。」等と心の内面を開陳させられた。 原告は、そうした心の内面まで追及されるのかと畏怖した。
3	C校長及びC1教頭立ち会いのもと、A及びBが共謀して、原告に対して県教育委員会に提出する報告文書なる書類を渡して「この通りか、違うなら加筆を訂正せよ。1日時間をやる。」と有無を言わせない口調で作成を強要した。
4	C校長立ち会いのもと、A及びBが共謀して、原告に対して同報告文書に訂正加筆したことについて「他人に責任を擦り付けているのではないか。お前みたいな者は糾弾会でポロポロになればいいさ。」と大声で高圧的に叫び、応接セットの机を足で蹴って脅迫した。
5	A及びBが共謀して原告に対して、「自分を見つめて」と題する生い立ちから現在までの人生で差別心が生れた経緯を書くことを強要した。
6	C校長及び教頭立ち会いのもと、A及びBは共謀して、原告の提出した「自分を見つめて」と題する文章を手渡したところ、職員60名全員に同文書を無断で配布して、原告のプライバシーを明らかにして、名誉を毀損した。 さらに同文書について「こんなんで不十分や、祖父のことは粗雑だ、書き直せ。」と強要した。
7	午後4時頃、A、B、県教育委員会教育次長D1、同和教育課D2、同D3、学校教育課幹部職員、教職課職員らが原告とC校長に対し、こもこも寄ってたかって「〇〇さんの発言は心理的差別発言の最たるものだ」「県下の全職員の問題だ」「信頼を回復せよ」等と責め、原告は、教育委員会の管理職が在籍しているので、懲戒免職にされないかと畏怖した。 原告とC校長は、針のむしろに座らされた状況で、謝罪を強要された。 A及びBは共謀して、原告が書き直した「自分を見つめて」と題する文書について「これでは駄目だ、生まれた時から事件を起こすまでの差別心に至った経緯を書け、大阪で働いていたころのことも書け。」と言って強要した。
8	上記強要により書き直した文書について、A及びBは共謀して、原告に「津実業高校の時はどうやったんや、それを書け。」と言って強要した。
9	1999年6月22日頃、Aは6月16日の教育委員会の取調べの次に、松阪市による取調べを予定し、原告に対し、必ず出席し、何もかも正直に白状するよう強要した。 松阪市人権推進室D4を筆頭に市民生活部、地域改善課と松阪市教育委員会の職員多数が原告を「差別者」として取調べを実施し、原告のプライバシーを暴く質問を行ない、回答を強要した。 之に対し、A及びBが立ち会っていたため、原告が本当に差別心など無いことを言おうにも、6月7日に受けた暴力を再び受けるのではないかとという恐怖心に襲われ、真実を何も言えなかった。
10	A及びBの強要により書き直した「自分を見つめて」と題する文書について、A及びBは共謀して、原告に「親の事も書け」と言って強要した。
11	上記強要により書き直した文書について、A及びBは共謀して、原告に「これでも不十分だ、粗雑だ。」と言って強要した。
12	1999年7月22日、原告は松阪商業高校校長室において、Aから部落解放同盟主催の「部落解放第31回高校生集会」の日程を知らされ、「部落に生まれた生徒の心の叫びを聞いて、差別について学習しろ。」と参加を強要された。 この集会は、三重県内の高校生で同和奨学金を受給している生徒を部落解放同盟主催の全国大会に出張扱いで引率するもので、同推教員の重要な活動の1つである。
13	A、B、E1、E2（同推教員）は共謀して、原告に対し十数人参加のH親の会と称する集会に出席することを強要し、差別者として謝罪することを強要した。
14	原告は、松阪商業高校校長室において、同推教員Aから三重県人権センターで部落解放同盟による取調べの日程を知らされ、出席を強要された。 F1、F2、F3、E1、E2、F4、F5らが共謀して、確認会と称して、原告及びC校長を取り囲んで、F4を介して、原告に対し、「本当のことを言えよ。ごまかそうと思ったらどんどん突っ込まれるぞ、これがいつまでも続くぞ。」、F1を介して、「これは全教師がもっている差別意識としてとらえる。解同として、差別糾弾斗争として取り組む。」等と言って脅迫し、その後、同人らがこもこも

番号	事案の概要
14	F3を介して「自分を見つめての文章に両親のことが出てこない、両親のことを聞きたい」等と質問攻めを繰り返し、在席して答えることを強要した。 また、終了後F2から「三重県の教員が同和教育をやらないから、懲らしめてやろうとしていた矢先に、〇〇さんが事件を起こしてくれた。あんたはええカモになったわ。」と言われ、この事が永久に続くかもしれない恐怖心に苛まれた。 松阪市のD4とD5及び、三重県教育委員会同和教育課のD6、D2、学校教育課のD7、教職員課のD8らは、部落解放同盟員からの質問に答える協力者の立場で出席していた。
15	1999年8月7日頃、Aは松阪市による取り調べを8月10日に予定し、原告に対して、必ず出席し、何もかも正直に白状するよう強要した。 松阪市人権推進室D4とD9の両名は、原告を「差別者」として取調べを実施し、原告のプライバシーを暴く質問を行ない、回答を強要した。 之に対し、Aが立ち会っていたため、原告が本当に差別心など無いことを言おうにも、6月7日に受けた暴力を再び受けるのではないかとという恐怖心に襲われ、真実を何も言えなかった。
16	A及びBは共謀して、「自分を見つめて」と題する文書の書き直しを強要した。
17	1999年8月20日、原告は、松阪商業高校校長室において、同推教員Aから三重県人権センターで部落解放同盟による取調べの日程を知らされ、出席を強要された。 F2、F3、F4、F5、E1、E2らが共謀して、第2回確認会と称して、出席を強要し、原告及びC校長を囲んで、F3を介して「自分を見つめての文章に〇〇さんの両親のことが出て来ない、小学校の頃から、部落の小学生の心を踏みくみしているのではないか。」等と言ったり、こもこも質問して、原告やC校長に回答を要求、畏怖させた。 松阪市のD4とD5及び、三重県教育委員会同和教育課のD6、D2、学校教育課のD10、教職員課のD11らは、部落解放同盟員からの質問に答える協力者の立場で出席していた。
18	A、B、F3らは共謀して、9月18日、松阪市徳和町所在「ワークセンター体育館」において開催される松阪地区高等学校同和教育推進協議会設立総会なるものに出席することを強要し、更にC校長に対して同議会の代表就任することを強要した。 また同所においてB、F3らはAを介して、1,000名に及ぶ参加者に対して、原告の実名を挙げなかったが、松商の教師が部落差別発言をした経由を説明し、原告を差別者として発言し名誉を毀損した。
19	1999年9月30日、原告は松阪商業高校校長室において、Aから三重県総合文化センターで部落解放同盟主催の「部落解放第31回高校生集会」の日程を知らされ、「部落に生まれた生徒の心の叫びを聞いて、差別について学習しろ。」と参加を強要された。
20	Aは、原告とC校長が同道することを強要し、S小団地の住民10軒を訪ね、原告が書かされた「自分を見つめて」の文章を各戸に配布して名誉を毀損し、各住民に23日の団地住民報告会に参加することを強要した。
21	AとBは共謀して、住民報告会として参加した住民4人に対して原告とC校長が謝罪することを強要した。 上記強要により、原告は参加者10名の前で謝罪し、この集会でAは「差別心に基づいて4月から運動を始めていると証言してきているのに、6月ころとはないやろ。」と怒号して、名誉を毀損した。
22	A及びBは共謀して、原告に対し「反省文」と題する文書を作成することを強要した。
23	AとBは共謀して、原告に対して、11月5日の糾弾会に出す「反省文」を書かすことを強要し、書かなければ一層執拗な糾弾が続くことを暗に示し強要した。
24	A及びBは共謀して、原告に対し「反省文」と題する文書の作成や手直しを強要した。
25	A、B、F1、F2、F3、F4、F5、D12、D13は共謀して、県職員、市職員、教職員、高校生及び同盟員ら400名からなる大集団で、原告及びC校長が「何時差別心を持ったんや、腕を切ったら同じ血が流れるやろ、お前の親は差別者だ、自分を見つめてに書かれてあること以上に真実味が出てきた。この期間何しとったんや。」等と質問攻めを受けること及び謝罪を強要され、名誉を毀損した。 C校長も同様に謝罪を強要され「自らの差別心を正していきたい。」と言われた。 松阪商業高校の現場では、午後2時で臨時休校措置をとり、全教員が糾弾集会に参加するよう強要されるという、呆れるばかりの異常事態となっていた。
26	A及びBは共謀して、原告に対し、C校長立ち合いのもとで糾弾会後に気付いたことを文書にせよと強要した。
27	A及びBは共謀して、校長立ち合いのもと「報告会」と題する文書で、校内集会で報告する内容を書けと強要した。 A、Bは共謀して原告の前で「全校集会をやる自信がない」とつぶやいた校長に対して、こもこも大声で机を蹴って「松商の同和教育を推進せなあかん。あんたが後ろ向きの発言をしてどうするんや、そんなんやったら全校集会をやめたらええではないか」と怒鳴ったため、原告もC校長も畏怖した。 D14は県教育委員会教育長として、一連の集団リンチの事情を知りながら、原告に対して2000年4月

番号	事案の概要
27	1日、長島高校に転勤命令を発して、その出勤を強要し、之を公表して原告の名誉を毀損した。更にD14は「地方公務員法第29条第1項により戒告する」と懲戒処分を下して県庁7階の教育委員会に呼ばれて懲戒処分書を受け取ることを強要した。
28	県同和教育課課長補佐、D15と同職員D2が、A、B、原告、C校長、同席していた教職員ら15名に対して「解同の県本部から、松商の校内報告集会を止めてこいと言われてきた」と言うと、A、Bは「解同に校長を連れて意見調整に行く」と答えた。同席していた原告とC校長は、県教育課が解同と癒着している事実を知り畏怖した。
29	A、B、F4は共謀して、同校の教職員60名全員の前で、原告に対してこもごも「なぜ分離運動をしたのかの差別意識の心の底の本音を告白せよ。それがまだ明確ではない」と追求し、何か具体的に理由をあげなければ、この場は解決しない、と原告は長男が保育所時代から言われてきた発達の遅れを理由に挙げて、心にもなく「長男の知恵遅れの上に、更に部落差別が重なってきては・・・と考へ、分離運動を行った」と報告させられ、謝罪を強要され、著しく名誉を毀損した。
30	Gは、津地方法務局長でありながら、1999年12月初旬、部下の職員らを介して、原告を人権侵害差別者として松阪商業高校校長室において取り調べ、その後、2000年3月21日午後2時頃、松阪商業高校小会議室において、解同から人権侵害を受けている者としての事情聴取していることを各報告を受けて知りながら、9月7日差別者としての説示文と題する文書を原告に対して紀伊長島から松阪まで来て受け取ることを強要した。
31	A、Bが共謀して、同推の教員E3と同道して、長島高校から帰宅しようとした原告に対し、「松商のみんなが怒っている。聞きたいことが一杯ある、手ぶらで帰るわけにはいかん。」と言うので、「話すことは何もない」と言って原告が帰ろうとすると、Aが肩肘で原告の胸を押し返して暴行し、通行を妨害した。 原告が「暴力は止めて下さい。」と言って、校門の方に走ったところ、Aら3人も走って校門の前で立ちふさがり、両手を開いて通行を妨害した。 Aら3人は原告を校門の前で1時間半に渡って監禁し、「Hに住めると思っているのか、あとでえらい目に遭うぞ、教師を辞めるなら何も言わん」と脅迫し、回答することを強要した。

三 裁判所の判断

1 本件分離運動の差別性について

裁判所による判示事実は、原告の分離運動について、次のように認定した。すなわち、

本件分離運動は部落差別によるものであるとまで断じ難いものの、原告の内心的意図はともかくとして、外形的には、部落差別によるものと疑われるべき十分な事情があった。

原告は、生活の利便性のために、S小団地をI町内会の方に移すとした。しかし、その後、原告による住民運動の過程で、原告は、小団地を移転するのではなく、独立して別途町内会を設立すると判断をしたわけではなく、独が、かかる原告側の「生活の利便」という主張に対して、裁判所はその根拠の合理性を検討した。

【原告側の論拠】

(1) 自分がS小団地の一室を購入する際に地図を見たが、ここには「I」と記載されていたことから、そもそも地図にもIと書いている。

(2) 地形から言って、S小団地とH町内会の住宅地の間に

は八〇mの田んぼがある。そうすると外形的に見ても、むしろH町内会と隣接するよりも、地理的にも、I町内会の住宅群に隣接している。

(3) H町内会のごみ集積所があるが、これはS小団地から一五〇mほど離れており、ここにゴミを捨てなければならぬとすれば、かなり歩かなければならない。

(4) 排水路について、最も便利なのはIの上下排水路の利用であるが、S小団地はH町内会に属していたので、利用させてくれない。町内会を移れば、排水路の利用も便利になる。

(5) 防犯灯がS小団地には全くない。I町内会に入ればすぐにでもつけられると言われた。

(6) 子どもが入学した際、手違いで、学校からI子ども会とH子ども会両方について通学団の案内がきた。I子ども会の集合場所から学校までの距離がHに比べて短いことに加え、二名の子どもはいずれの子ども会の子たちとも仲良くしているけれども、むしろIの子どもたちとより親しんでいた。したがって、親としても子どもたちのためにI子ども会に入れてやりたい。

それゆえ、部落差別を意図して分離運動をしたわけではない、と主張した。

【県連側の反論】

これらに対して県連側は、一つずつ反証した。現地へ行き、現場を見て、写真を撮影するなどして、実証的に反論したのである。その概要は次のとおりである。

(1) 住宅地図の問題については、確かに一九九六年頃までは本件団地の近くにIとの記載があるが、さほど離れずにHとの記載もある。それから直ちにS小団地がI地域に属するかどうかを判断することはできないし、町内会によって活動内容が変わるわけでもない。したがってその理由は、分離運動の理由としては合理性がない。

(2) 外形からいっても田んぼが多数あるように見えるし、逆に、H町内会の西の北側から写真を撮るとずっとS小団地を囲んでいる。見方によっては孤立しているようにも写せるし、繋がっているようにも写せる。したがって、「ただちにI町内会に外形的にもつながっている」ということはできない。

(3) ごみ集積所の問題については、分離運動開始の次の日に新たにごみ集積所が設置されている。これによって利便性は高まったにもかかわらず、その後も執拗に分離運動を続けたのであるから、かかる根拠の合理性はない。

(4) 防犯灯の問題については、もともと原告側は、H町内会に要求もしていないし、断られた事実もない。また、

分離運動開始後まもなく防犯灯が設置されたにもかかわらず、執拗に分離運動を続けている。

(5) 排水路の問題についても、I町内会の許可を受けて、利用できるようになった。しかしその後も分離運動を継続している。

(6) 最後に、子どもの通学団に関しては、実際に集合場所から学校までの距離を測ってみると、H町内会の通学団の方がより学校に近いことが判明した。

以上の県連側の反論を裁判所は全て認容し、原告側が主張する「生活の利便」という根拠は、分離運動の理由としては極めて希薄であると判断した。結果的に裁判所は、分離運動が明確に部落差別だということまでは認定せず、この点については問題は残るけれども、「分離運動そのものが外形的に部落差別によるものだと疑われるべき十分な事情があった」と判断した。これを高裁段階で「部落差別による分離運動だ」と断定させるところまで、いかに主張するかというのが課題である。

2 本件発言の差別性について

第二の争点は、分離運動の過程で、同じS小団地に住む住人に対して、原告が「お嬢さんの将来にもいいですしね」と発言した内容が、原告が主張するように「些細

なたわいもない失言」であると言えるかどうかであったが、裁判所の判断は次のようなものであった。

原告自身も、自らの発言が同和地区に対する結婚差別を意味すること自体は否定していないようであるが、このような差別が不合理なもので、同和地区に居住する人の人権を侵害するものであることは明らかである。原告は、本件発言をした時点で部落差別を容認する心理があったといえるから、直後に本件発言をした相手に謝罪していることを考慮しても、本件発言をもって些細とか、たわいのない失言であったとか評価することは到底できない。

以上のように、裁判所は、本件発言を部落差別発言、結婚差別発言であつて、同和地区に居住している人の人権を侵害したと明確に認定した。

3 同推教員、県連、行政の取り組みについて

本件分離運動・本件発言後の松阪商業高校における諸々の対応、事実確認会、糾弾学習会、国の説示、県による戒告処分が、原告側の主張する脅迫・強要・名誉毀損・暴行の各構成要件に該当するか否かについて、要旨次の通り裁判所は判示した。

結論的に言えば、判決は「被告三重県は原告に対し、

金三二〇万円を支払え」とし、その他の請求はすべて棄却する、としている。

(1) 県側の行為について

なぜ県に対する損害賠償請求を認めたのかについて、第一に、被告松阪商業同推委員二人が共謀して、原告に対し、糾弾学習会を前提とする「作成する必要のない」反省文を作成させ、その後も感想文を作成させたことは強要に該当する、と判示した。

第二に、県教委による事実確認会や糾弾学習会への出席要請について、次のように判示した。

県教委の担当者は、事実確認会や糾弾学習会が松商や県教委の主催するものではなく、原告に出席要請があったことを連絡する必要もなく、仮に連絡するとしても、原告が出席するかどうかは本人の自由意思であるにもかかわらず、県教委の担当者は、その旨を一切告げておらず、その結果、原告も任意のものであることを理解せずに出席し、事実関係の確認及び追及を受けたと認められる。さらに、県教委の職員を出席させており、行政に求められる中立性の要請に反するほか、これにより原告に確認会が県教委も関与する公式のものであると一層誤信させたということができる。

以上の県教委担当者による原告に対する糾弾学習会へ

の参加要請は、強要行為であって違法であり、故意がある、とした。

さらに本件行為4についてであるが、原告の報告書の内容が二転三転したのに対して、松商同推教員が「お前みたいな者は、糾弾会でポロポロになればいいさ」と言って、校長室の応接セットを蹴ったとする主張事実について、裁判所の判断は、次のとおりである。

被告Aが松商の同推委員として、松商又は県教委における同和教育推進のために、原告に反省を求めることは職務行為として正当であるといえるが、それを超えて、原告が民間運動団体における確認会及び糾弾会を受けるのを当然の前提として行動することは、しかも、机を蹴るという暴力的手段をとることは相当性を欠く。

しかし、この行為は、「職務行為」であるから、被告A個人として責任を負わない、と結論した。

(2) 部落解放同盟の事実確認会・糾弾学習会について
次に、解放同盟員の行為に対しては、すべて請求を棄却するとした。まず第一回および第二回の事実確認会について、「出席するように強要したことを認めるに足りる証拠はない」とし、「原告が任意のものであることを理解せずに同会に出席したことを同被告らが知っていたとは認め難」く、また、

同和問題の解決に向けて活動する団体に属する者として、本件分離運動及び本件発言を行った原告に対し、事実関係を問いただし、なぜそのような行為を行ったかを追及することは、その目的として不当とは言えず、また、その態様も厳しい追及ではあったものの、脅迫とか強要にわたるものであったとまでは認め難い。

とした。

糾弾学習会についても、事実確認会と同様、

本件分離運動及び本件発言を行った原告に対し、出席を求め、事実関係の確認や差別意識を追及することは、その目的として不当とは言えず、また、その態様も厳しい追及ではあったものの、脅迫とか強要にわたるものがあったとは認め難い。

とし、

本件分離運動の中で部落差別の意図を含んでいる本件発言をしていることは真実であり、また、糾弾学習会の内容自体は公共の利害に関する事実に係り専ら公益を図る目的があったといえるから、名誉毀損の不法行為は成立しない。

とした。以上の理由から、県連および支部員各個人の本件各行為に対する原告の請求はすべて棄却された。

(3) 松阪市の行為について

松阪市については、「その職員が第一回事実確認会及

び第二回確認会に出席していたことは認められるが、被告三重県と異なり、原告を出席させることに積極的な役割を果たしていたとまでは認められず、その出席をもって違法であるとはいえない」とした。また、「糾弾学習会のために松阪市役所会議室を貸したことは認められるが、それが所定の手続きを経ずになされたとは認められない」という理由により、松阪市に対する請求は棄却された。

(4) 法務局長の説示について

国に関しても、津地方法務局長は原告に対して説示文を交付したが、「原告のした本件発言が同和差別の意識からなされたものであることが認められ、かつ、説示文の交付は津地方法務局長の職務として行われたものであるから、違法であるとはいえない」として、請求を棄却した。

四 判決の評価

1 成果

第一審判決は、本件分離運動（後半は分離独立運動）を明確に部落差別と断定しなかった点で問題が残るもの

の、「外形的には、部落差別によるものと疑われるべき十分な事情があった」と認定した。また、原告の「お嬢さんの将来にもいいですしね」という本件発言が、明確に部落差別であり不合理であって、「同和地区に居住する人」の人権を侵害するものであると明確に認定した。さらに、県連主催の事実確認会、糾弾学習会に県連側の出席強要の事実はなかったとし、また、出席を要請したこと自体は、問題がないとした。さらに、事実を問いただし、差別意識を追及することは、目的が正当であって、その態様も脅迫、強要に該当するようなものではないとした。加えて「本件分離運動の中で部落差別の意図を含んでいる本件発言をしていることは事実であり、糾弾学習会の内容自体は公共の利害に関する事実に係り専ら公益を図る目的があったといえるから、名誉毀損の不法行為は成立しない」と判示した。以上の判示から、三重県連・松阪支部員に対する原告の請求は、全て棄却され、県連側が全面勝訴したといえることができる。

2 問題点

問題点は、同推委員二名が原告に反省文、感想文を書かせたことが、強要にあたりと判示した点である。

また、津地方法務局長は原告に説示文を交付したので

あるが、同日、県教委委員長に要望書を交付している。その内容は、

行政の中立の観点からも、このような確認・糾弾の場
国や地方公共団体の職員が出席すべきでないことも、地
域改善対策啓発推進指針等においても明らかにされてい
るとおりです。法務省の人権擁護機関も、同様の認識の
下に、差別事件の調査処理等に取り組んできたところで
ありますので、貴委員会もこのような対応を踏襲するよ
うに

というものである。

さらに、判決は、国が裁判所に提出した「確認・糾弾
会について」という法務省人権擁護局総務課長通知を判
決文に全文転載している。当該通知は、まず地対協意見
具申の次のような見解を引用している。

「いわゆる確認・糾弾会は、差別の不合理性についての
社会的認識を高める効果があったことは否定できない
が、被害者集団によって行われるものであり、行き過ぎ
て、被糾弾者の人権への配慮に欠けたものとなる可能性
を本来持っている。また、何が差別かということを民間
運動団体が主観的な立場から、恣意的に判断し、抗議行
動の可能性をほめかきつつ、さ細なことにも抗議する
ことは、同和問題の言論について国民に警戒心を植え付

け、この問題に対する意見の表明を抑制してしまっている。」として、同和問題について自由な意見交換のできる環境づくりが同和問題解決のために不可決である旨指摘している。そして、「差別事件は、司法機関や法務局等の人権擁護のための公的機関による中立公正な処理にゆだねることが法的手続きの保障等の基本的人権の尊重を重視する憲法の精神に沿ったものである。」旨提言した。

として、糾弾を敵視する内容のものであった。

これを受けて、当該通知は、「確認・糾弾会はいわゆる被害者集団が多数の威力を背景に差別したとされる者に対して抗議を行うものであるから、被糾弾者がこれに異議を述べ、事実の存否、内容を争うこともままならず、また、その性質上行き過ぎて被糾弾者の人権への配慮に欠けたものとなる可能性を本来持っている」と述べている。

そして、同通知は、「確認・糾弾会は、同和問題の啓発には適さないといわざるをえない。このため、法務省の人権擁護機関は、差別をしたとされる者（被糾弾者）から確認・糾弾会への出席について相談を受けた場合は言うまでもなく、相談を受けない場合も必要に応じて、『確認・糾弾会には出席すべきでない』『出席する必要はない』等と指導をしてきている」としている。

さらに、同通知は、八鹿高校事件判決を引用し、「糾弾は、もとより実定法上認められた権利ではない（中略）、一種の自救行為として是認できる余地がある」と述べているのであって、一般的・包括的に糾弾行為を自救行為として是認したものではなく、まして『糾弾する権利』を認めたものではない」と述べている。

津地方法務局長は、以上のような要望書を県教委に交付し、さらに、国は裁判所に前記「通知」文を証拠として提出したのである。このような国・法務省の見解が、本件同推委員の取り組みや、県教委の対応に対する裁判所の判断に大きく影響したといえる。

五 高裁に向けて

1 控訴審における控訴人（原告）の主張

原告および三重県は、津地方法裁判所の上記判決を不服として控訴し、現在、本件は、名古屋高等裁判所民事第二部に係属している。そして、二〇〇五年四月二五日、第一回控訴審が開かれ、控訴人らの控訴理由が各陳述された。そのなかで、控訴人（一審原告）は、新たに代理人を総入れ替えし、全国結集の二二名の代理人体制で臨

んでいる。そして、控訴人（一審原告）代理人らは、①被告らの共謀による一連の不法行為の再構成 ②同和問題解決への到達点（特に確認・糾弾闘争の誤り、運動と癒着した同和教育（行政）の誤り）を控訴審における中心的な主張・立証の争点としようとしている。さらに、控訴人（一審原告）は、本件結婚差別発言について、原審における「些細なたわいもない失言」の主張を撤回し、「誤解を招きかねない不適切な発言」であったなどと言い替えるに及んでいる。

また、損害については、原審における「脅迫、強要、名誉毀損、暴行」の主張から、①プライバシーの侵害、②内心の自由の侵害 ③「差別者」との烙印による名誉毀損 ④家族への悪影響に伴う精神的苦痛 ⑤遠隔地への配転に伴う精神的苦痛、に主張を変更して来ている。

2 県連の方針

県連は、控訴審において、代理人を補強し、一名から六名体制とした。そして、控訴人（一審原告）の控訴は不当であるとして、すみやかに控訴棄却の判決を求め、べく主張を展開している。

その内容の要旨は、第一に、現実に生起している部落差別の実態を明らかにすることである。

第二に、本件分離運動が明確に部落差別であることを明らかにし、本件発言が原審判決の通り、悪質な結婚差別発言であり、被差別部落住民への著しい人権侵害であることを再度確認させることである。なお、三重県側は、高裁に、原告が本件発言をした相手方住民の報告書を提出しており、それによれば、「お嬢さんの将来にもいいですしね」「娘さんの結婚に」と原告が発言していることが明らかとなった。さらに、原告は一番で、相手方住民に「土下座するほど謝罪した」と述べていたが、右報告書によれば、謝罪すらないことも明らかとなった。

第三に、糾弾権は、歴史的に勝ち取られてきた正当行為であり、部落差別を撤廃し、個人の尊厳と基本的人権を守るための正当な手段であること、そして、事実確認会や糾弾学習会は、原審判決の通り、「公共の利害に関する事実に係り専ら公益を図る目的があった」ことを再度確認させることである。

第四に、同和教育の実施は、「国連の人権教育一〇年」、「人権教育のための世界プログラム」などの国際的人権教育基準や、「人権教育・啓発推進法」、各人権条例などからも、国（司法機関を含む）および地方自治体の責務であることを明らかにすることである。

第五に、結婚差別をはじめとする部落差別は、国際的

人権基準からみても、国際的関心事項であり、国（司法機関を含む）および地方自治体は部落差別撤廃に向けた責務があることを明らかにすることである。

とりわけ、日本政府が、一九九五年に加入し、国内法的効力を有する人種差別撤廃条約は、その第一条において、「世系」に基づく差別も対象とし、「国及び地方のすべての公の当局及び機関がこの義務に従って行動するよう確保すること」（第二条、1項a）を謳っている。

そして、国および地方公共団体は、「いかなる個人、集団又は団体による人種差別も禁止し、終了させる」（同二条1項d）義務を負っている。さらに、人種差別撤廃委員会は、二〇〇二年八月、人種差別撤廃条約第一条で規定された「世系」に関するテーマ別討議を行い、一般的勧告XXIXを採択した。このなかで委員会は、「世系に基づく差別が、カースト及びそれに類似する地位の世襲制度等の、人権の平等な享有を妨げまたは害する社会階層化の形態に基づく集団の構成員に対する差別を含むこと」を再確認すると指摘し、インドのダリットに対する差別、さらには日本の部落差別が含まれることを明確にしている。

また、国連人権促進保護小委員会（「人権小委員会」）も、二〇〇〇年八月、「職業と世系に基づく差別に関する決

議」を採択し、翌年八月の人権小委員会にグネセケレ委員による報告書が提出され、そのなかで、インド・スリランカ・ネパール・パキスタンのダリットに対する差別と日本の部落差別が報告されている。さらに、二〇〇三年八月の人権小委員会には、アスビヨン・アイデ、横田洋三の両委員による拡大作業文書が提出され、新たにアフリカにおける「職業と世系に基づく差別」が報告されている。

こうして、今日、日本の部落差別は、南アジアのダリットに対する差別、アフリカの類似の差別とともに、「世系」あるいは「職業と世系」に基づく差別として明確に把握され、国際的にも部落差別の撤廃が重要な国際的関心事項となっていることを明らかにすることである。